

政令第 号

水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百二十八号）第二条第二項第二号並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十一条第二項及び第三十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（水質汚濁防止法施行令の一部改正）

第一条 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十一号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

（建築基準法施行令の一部改正）

第二条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第二号中「大腸菌群数が、一立方センチメートルにつき三千個」を「大腸菌数が、一ミリリットルにつき八百コロニー形成単位」に改める。

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

## 理由

近年における測定技術の進展に鑑み、水の汚染状態を示す項目をよりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である大腸菌数へ改める等の必要があるからである。